

イスラエルの税制・監査制度 ハンドブック

2014年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

テルアビブ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）テルアビブ事務所がリテンション契約に基づき現地法律事務所 **Business Data Israel** に作成委託し、入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび **Business Data Israel** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Business Data Israel** がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・テルアビブ事務所
E-mail：IST@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Business Data Israel
11 Ben Gurion St. Bnei Brak 51260,
P.O. Box 844, Bnei Brak
51108 Israel
Tel: +972- 3- 5770333
Fax: +972-3-6160333
www.bdi.co.il



目次

I 主な税制	1
1. 課税対象の事業者／個人	1
2. 適用される直接税および間接税	3
3. 1.2 に列挙した税の法的根拠	4
4. 税年度	4
II 法人税	4
1. 税率	4
2. 課税対象地域	4
3. 課税所得	5
4. 他の事業収益にかかる税	6
5. 各種役務契約に基づく収益／報酬への課税	7
6. 外国で得た収入に対する課税	7
7. 資産の評価	7
8. 税務上の控除	8
9. 優遇税制	9
10. 損失繰越制度	10
11. 源泉徴収税	10
12. パートナーシップおよびジョイントベンチャー	11
13. 外国会社の支店／代表事務所への課税	11
III 個人所得税およびその他の税	12
IV 租税管理および遵守、租税条約	17
1. 法人税	17
2. 個人所得税	18
3. VAT	18
4. 租税回避防止規則	19
5. 二重課税回避に関する条約	20
V 申告および監査	23
1. 提出を要する書類および記録	23
2. 認められる会計慣行	23
3. 監査要件および税務当局への提出を義務付けられる書類／報告書	24
4. 監査要件および株主への提出を義務付けられる書類／報告書	24
5. 公認監査人の採用	24

I 主な税制

1. 課税対象の事業者／個人

事業者

A. 会社

イスラエル会社法 (ICO) は、イスラエルの法令に従ってイスラエルで設立され、登記された法人を会社と定義している。

会社は登記所 (Registrar of Companies) に登記する必要がある。イスラエルの公用語はヘブライ語とアラビア語だが、実務上、登記所は一般に英語の会社登記書類も受理する。ただし、登記所は通常定款をヘブライ語に翻訳するよう要求する (2014 年の登記料は 2,640 新シェケル)。

大半の会社は、一般に株式の形で構成員の個人的責任を制限している。この場合は、「リミテッド (Limited)」 (または短縮形「Ltd.」) を会社の正式名称の一部に入れなければならない。

会社は、証券取引所に株式を上場し、「プライベートカンパニー」または「パブリックカンパニー」として登記することができる。どちらの種類会社も、監査済み財務諸表を含む年次報告書を株主に公表しなければならない。

1~50 人の株主と 1 人の取締役で構成されるプライベートカンパニーは、社債や株式を一般に提供したり販売したりすることができない。また、通常定款には、株式譲渡の制限に関する規定を盛り込まなければならない。

7 人以上の株主を持つパブリックカンパニーは、株式や社債を一般に提供できるが、ICO と証券取引法の要件に従って目論見書を発行した後でなければならない。また、パブリックカンパニーは、監査済み財務諸表と取締役の報告書を含む年次報告書の公開を義務付けられている。これらの年次報告書はすべて登記所に提出され、そこで一般に公開される。

プライベートカンパニーの財務諸表の公表は義務付けられていない。プライベートカンパニーは年間手数料 (2014 年は 1,503 新シェケル) を納付し、会社 (住所

など)、株主、取締役などの最新基本情報を記載した年次報告書を登記所に提出しなければならない。

B. 外国会社（支店）

海外で設立された会社は、設立から1カ月以内に外国会社として登記所に登記することを条件として、イスラエル国内に支店または現地事務所を開設できる。その会社が名称の一部に「リミテッド」を使用する場合には、すべての請求書、書面、発表、広告またはその他の正式な発行物に、社名と設立された国を必ず記載しなければならない。外国会社が登記を行うには、登記所に以下の書類を提出しなければならない。

- 設立綱領および内規の第三者による認証済みの写し。
- 取締役の名簿、ならびにイスラエル国内で会社の代理を務めることを認められた代理人の氏名および住所。
- 本社が設立された国を記載する。
- 登記料を支払う（2,640 新シェケル）。

登記が完了すると、登記所から設立証明書と会社番号（9桁）が発行される。海外子会社のイスラエル支店は、外国会社の延長として取扱われる。これは、イスラエル支店の負債に関して、その外国会社が最終的な責任を負うことを意味する。

C. 外国会社（代表事務所）

営利の事業活動を行わず、会社の事務管理のみを行いたい外国会社は、イスラエルに代表事務所を設立することができる。これは、契約を結ぶ、直接取引に参加する、倉庫を借りるなどの行為を行えない一時的な組織である。代表事務所は登記の必要がない。

D. パートナーシップ

パートナーシップ法は、パートナーシップ設立契約を結んだ自然人で構成される法人をパートナーシップと定義している。リミテッドパートナーシップのリミテッドパートナーでない限り、パートナーの個人的責任は制限されない。外国のパートナーシップもイスラエルでの事業運営が認められている。

E. 自営業

個人事業主とは、自営業者で事業全体について責任を負う自然人である。

F. 協同組合

この種の法人は、主に農業（キブツ、モシャブ¹などの組合）や輸送のほか、農作物に関する特定の販売活動にみられる。

G. 非営利機関

非営利機関は、主に学術機関、病院、慈善団体、地方自治体として活動する。非営利機関には、これらの組織の設立や非営利機関としての活動方法を中心に規定する特別な法律が適用される。

2. 適用される直接税および間接税

主な直接税は以下のとおり。

- a) 法人税
- b) キャピタルゲイン税
- c) 源泉徴収税
- d) 個人所得税

主な間接税は以下のとおり。

- a) 付加価値税（VAT）
- b) 購入税
- c) 燃料消費税
- d) 関税
- e) 土地売却益税
- f) 不動産取得税

¹ Moshav: モシャブ（Moshav）：イスラエルにみられる集団的所有の一形態。構成員はそれぞれ自分の区画や財産を利用する。

3. 1.2 に列挙した税の法的根拠

主な法令は以下のとおり。

- a) 1961 年所得税法
- b) 1975 年付加価値税法
- c) 関税法
- d) 1952 年購入税法（物品およびサービス）
- e) 1958 年燃料消費税法
- f) 1963 年不動産税法（改良および取得）

4. 税年度

税年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの暦年である。一般に、会社は会計期間終了から 5 カ月以内に確定申告書を提出しなければならないが、提出期限は最長 13 カ月後まで延長することができる。

II 法人税

イスラエルで設立された会社と外国会社の支店は、いずれもイスラエルの法人税の課税対象である。

1. 税率

2013 年の法人税率は 25%だったが、2014 年 1 月 1 日から 26.5%に引き上げられた。

2. 課税対象地域

イスラエルの居住法人は、全世界で得た所得に対して法人税を課される。イスラエルで設立された場合、またはその事業がイスラエルで管理・統制されている場合、その会社はイスラエルに居住しているとみなされる。外国法人の支店は、イスラエルで得た所得に対してのみ法人税を課される。非居住法人は、イスラエルに由来する所得のみに課税される。

恒久的施設 (PE) :

ある外国法人の活動が、イスラエルと、当該外国人居住者の居住国が結んだ租税条約に基づく PE ではない場合、その外国法人は法人税を免除される場合がある。イスラエルの納税義務者にかかわる事案を取扱った詳細な法令や国内裁判所の判例は存在しない。

3. 課税所得

課税所得は、一般に認められた会計原則に必要な調整を加え、年次財務諸表に基づいて計算される。毎年の業績（支出控除後の所得）が、当該事業の課税所得計算の根拠となる。公認会計士が納税のための調整後報告書を作成し、税務当局に提出される財務報告書にこれを添付する。インフレや通貨騰貴に関する調整は、経常所得または経常支出として取扱われる。

所得は、経常所得、キャピタルゲインまたは受動的所得（配当および利息）として区分できる。事業活動で得た所得は一般に経常所得とみなされ、法人税の課税対象となる（2014 年は 26.5%）。イスラエルの居住者会社は、全世界のキャピタルゲインに対してキャピタルゲイン税を課税され、標準法人税率の適用を受ける。

イスラエルの居住者会社が他のイスラエル企業から受け取った配当は、その配当がイスラエルで得た所得に由来する場合、無税である。海外で得た所得に由来する配当をイスラエルの会社が受けた場合は、法人税率 26.5%で課税されるが、支払時に源泉徴収された税は控除される。

事業活動に由来する利息には、標準法人税率（2014 年は 26.5%）が適用される。

控除

所得を得るための経常支出は控除可能である（例：利息、ロイヤルティ）。資本支出と私的支出は控除できない。配当は所得から控除できない（法人税は、配当支払前所得に基づいて納付される）。

損失

事業損失は、同じ年に何らかの収入源から得た所得と相殺できる場合がある。

4. 他の事業収益にかかる税

キャピタルゲイン

イスラエルの居住者は、その資産がイスラエル国内にあるか海外にあるかを問わず、あらゆる資産の処分に対してキャピタルゲイン税を課される。

イスラエル国内にある有形および無形の資本的資産の売却または譲渡で得たキャピタルゲイン²は、イスラエルで得た所得として取扱われ、キャピタルゲイン税の課税対象となる。会社の一般キャピタルゲイン税率は、標準法人税率と同じである（2014年は26.5%）。

キャピタルゲイン税は一般に現地通貨で計算される。キャピタルゲインは、実価部分とインフレ部分に分けられる。インフレ部分は、資産の取得価格から減価償却分を控除し、資産の取得日から売却日までのCPI上昇率のパーセンテージを乗じたものである。1994年1月1日以降に生じたインフレ部分は免税とされる。また、それ以前に生じたインフレ部分には一般に10%の税率が適用される。

利子所得

イスラエルの居住者会社が得た利子所得には、標準法人税率が適用される（2014年は26.5%）。非居住者会社が得た利子所得には20%の税率、または二重課税条約に基づく低減税率が適用される。非居住者がイスラエル国内銀行に持つ外貨預金で得た利子所得は免税である。

賃貸料／ロイヤルティ収入

賃貸料およびロイヤルティ収入から控除可能な金額を差引いた額に標準法人税率（2014年は26.5%）が課される。

配当所得

イスラエルの居住者会社が、イスラエルの別の居住者会社がイスラエルで得た所得から受けた配当所得は法人税を免除される。

イスラエルの居住者会社が非居住者会社から得た配当所得、または居住者会社が海外の所得から受けた配当には25%の税が課される。

² キャピタルロスにはキャピタルゲインに対してのみ相殺できる。

イスラエルの会社から非居住者の株主が受けた配当には、一般に 25% (株式の 10% 以上を保有する株主に支払われた場合は 30%) の税率が適用されるが、二重課税条約に基づく低減税率の対象となる。

5. 各種役務契約に基づく収益／報酬への課税

外国会社が PE の場合は通常の所得税を納付しなければならない。その外国会社が (外部の役務として) 短期的な役務を提供する場合は、国際的慣習に従い、イスラエルの顧客が源泉徴収した金額を超える額について 6 万ドルを上限として、イスラエル国内での税を免除される。

6. 外国で得た収入に対する課税

支店を介して活動する外国会社は、一般に支店がイスラエル国内で行った活動に由来する所得に対してのみ課税される。支店のイスラエルに由来する所得とキャピタルゲインには通常の法人税率 (2014 年は 26.5%) が適用される。

イスラエルの支店が外国の本社に送金する分配金にイスラエルの税は課されない (支店税というものは存在しないため)。一方で、支店は促進税制 (タックスホリデー、助成金) の適用を受ける資格がない。

7. 資産の評価

a. 固定資産

固定資産は、法律で定められた償却率により減価償却し、課税上、所得から控除できる。課税上の減価償却は定額法で計算される。新たな設備を取得した工業会社は、資産ごとに修正定率法の適用を選択できる。一旦選択すると、当該資産の寿命にわたって取消すことができない。2 シフト以上で使用される工業設備には、通常より高い減価償却率が適用される。納税のために資産を再評価することはできない。

b. 棚卸資産

棚卸資産評価。 棚卸資産は、一般に取得原価または時価のいずれか低いほうで評価される。棚卸資産の簿価と確定申告額を一致させる必要がある。先入れ先出または加重平均に基づく評価方法が認められる。後入れ先出し法は認められない。

8. 税務上の控除

a. 減価償却

固定資産は、法律で定められた償却率により減価償却し、納税時に所得から控除することができる。課税上の減価償却は定額法で計算される。新たな設備を取得した工業会社は、資産ごとに修正定率法の適用を選択できる。一旦選択すると、当該資産の寿命にわたって取消すことができない。2シフト以上で使用される工業設備には、通常より高い減価償却率が適用される。工業会社が保有する特許権は8年間にわたって減価償却できる。特定の条件が満たされた場合、研究開発のための資本支出は3回均等分割で償却できる。土地の減価償却は認められない。

b. 不良債権

貸倒引当金は、債権を回収できないことが明らかになった年に控除できる。回収不能の判断にあたっては詳細な規則が適用される。

c. スタッフ、取締役、パートナー、株主への報酬

課税の際は取締役の報酬を控除できる。負担金が所定の水準を超えないことを条件として、会社は認定基金への年金基金負担金を控除できる。退職金、休暇手当、レクリエーション手当および病気手当の発生経費は、それらが実際に支払われた年に限り控除できる。

d. 賃借料

課税の際は賃借料を控除できる。

e. 寄付金

寄付金は経常的な事業活動費ではないが、税額減免を受けられる場合がある。

f. 設立および開業のための支出

設立および開業のための支出は、税務上資本化される。

g. 罰金および課徴金

罰金および課徴金は控除できない。

- h.** 海外関係会社に対する利子、ロイヤルティおよび管理手数料の支払いは、通常の商業的条件および手法に則っており、会社間契約および移転価格書類によって証明できる場合は控除可能な経費である。

9. 優遇税制

資本投資奨励法は、特定の企業に対する助成および税制上の優遇措置を定めている。資本投資奨励法改正後、外資系企業に対する税制上の優遇措置は廃止された。改正法は、特定の企業（イスラエルで登記され、売上高の25%以上を輸出しているか、またはその活動のほとんどがナノテクノロジーもしくはバイオロジーの分野である工業会社）を優遇企業として区分しなければならないと定めている。

主な税制上の優遇措置を下の表にまとめた。

	優遇所得の税率		通常の法人税率
	「A」ゾーン ³	その他のゾーン	
2012年	10%	15%	25%
2013年	7%	12.5%	25%
2014年	9%	16%	26.5%

優遇企業は加速償却を認められる。操業開始から5年間は、設備に関して通常の200%、建物に関して400%に相当する減価償却率で資産を減価償却することができる。

³ 主に北部のガリラヤ、南部のネゲブとエルサレム。

改正法は、2014年1月1日以降に分配される配当から、配当の税率を20%とすると定めている。さらに優遇ゾーン「A」に所在する工業会社は、承認済み投資の20%に相当する助成を受けることができる。

この法改正では、「特別優遇会社」の地位も定められた。これは大企業（売上高が何百億新シェケルで優遇所得が15億新シェケル以上の企業）について認められる。2014年の適用税率は、ゾーン「A」が5%、その他の国内は8%となっている。

10. 損失繰越制度

損失は永久に繰越せる。消費者物価指数（CPI）の変動に応じて損失を調整し、事業活動で得たキャピタルゲインを含めた事業所得と相殺することができる。損失を遡って控除することはできない。

11. 源泉徴収税

配当

イスラエル企業が他のイスラエル企業から受け取った配当は、その配当がイスラエルで得た所得に由来する場合、無税である。居住者の個人に支払われた配当には25%の源泉徴収税が課される。大株主である個人（持ち株比率10%超の支配株主）の場合、源泉徴収税率は30%である。（持ち株比率10%未満の）非支配株主である外国人居住者に対して支払われた配当には25%の源泉徴収税が課される。非居住者の支配株主に対する配当には30%の源泉徴収税が課される。租税条約が適用される場合、上記の税率は低減されることがある。

利子

外国法人に支払われる利子には25%の源泉徴収税が課される。この税率は、二重課税条約に基づいて低減される場合がある。

居住者の個人に支払われた利子には25%の源泉徴収税が課される。（持ち株比率が10%超の）大株主である個人には30%の税率が適用される。租税条約に基づいて低減税率が適用される場合を除き、上記の税率は非居住者の個人にも適用される。

テルアビブ証券取引所に上場するイスラエル企業が発行した社債に関して、非居住者に支払われる利子には源泉徴収税が課されない。ただし、その利益がイスラエル国内の非居住者の PE に由来する場合、外国人の社債所有者が社債を発行したイスラエル企業の大株主である場合、または社債を発行したイスラエル企業と「関係がある」とみなされる場合を除く。

ロイヤルティ

二重課税条約に基づき低減税率が適用される場合を除き、非居住者（会社または個人）に支払われたロイヤルティには 25%の源泉徴収税が課される。

支店送金税

イスラエルには支店送金税は存在しない。

12. パートナーシップおよびジョイントベンチャー

パートナーシップは、ゼネラルパートナーシップもリミテッドパートナーシップも、課税上、独立した法人ではなく、所得や損失をパートナーに転嫁するためのパイプの役割を持つ。従って、各パートナーはパートナーシップが得た所得の持分に応じて課税される。法人であるパートナーに配分される課税所得には、標準法人税率が適用される。

13. 外国会社の支店／代表事務所への課税

a. 支店の例

	新シェケル	注釈
所得	100	
経費	(30)	
税引前利益	70	
収益税	(18.55)	2014 年は 26.5%

税引後利益	51.45	
海外本社への送金	51.45	支店税なし

b. 子会社の例

	新シェケル	注釈
所得	100	
経費	(30)	
税引前利益	70	
収益税	(18.55)	2014 年は 26.5%
税引後利益	51.45	
租税条約がない場合の配当への課税	(12.86-15.4)	25%-30%
海外本社への送金	38.59-36.05	

III 個人所得税およびその他の税

イスラエルの税法上居住者は、全世界で得た所得に対して課税される。非居住者の個人は、イスラエル国内の収入源から得た所得と、イスラエル国内にある資産に由来するキャピタルゲインに関してのみ課税される。税額は毎年計算される。

外国人居住者とは、イスラエルの税法上居住者とはみなされない者で、以下の条件を満たす個人と一般に定義される。

- 課税年度および翌年の両方において、イスラエル国外に 183 日以上滞在した者で、
- その後の 3 年目と 4 年目に生活の拠点がイスラエルになかった者。

課税所得には、給与所得、事業所得、配当、利子、賃貸料、ロイヤルティおよび年金収入が含まれる。給与所得には、給与、賞与、生活手当、ほぼすべての諸手当（株式型報酬制度など）が含まれる。雇用主から提供された車両の使用価値は課税所得とみなされる。

個人は、自己積立型の公認退職金準備基金（プロビデント基金）や年金基金の負担金を控除することができる。

受動的所得の税率は以下のとおりである。配当の 25%、名目金利の 15%、インフレ調整後利子所得の 25%。「大株主」である個人は、配当に対して 30%の税を納付する。キャピタルゲインの税率は 25%（「大株主」は 30%）である。

a. 個人所得税（2014 年）

月収	上積課税による限界税率
5,280 以下	10%
5,281-9,010	14%
9,011-14,000	21%
14,001-20,000	31%
20,001-41,830	34%
41,830 超	48%
67,630 超	50%

所得税法第 121 条による

税額控除とは税から控除できる金額である。主な税額控除は以下のとおりである。

- イスラエルの居住者全員に 2.5 クレジットポイントが与えられる（218 新シェケル／ポイント）。女性には 3 クレジットポイントが与えられる（+1/2 クレジットポイント⁴）。
- 年金基金のための預金には 35%の税額控除。

⁴ 個人所得税のクレジットポイントについて： 個人所得税について、国が指定する納税者に対し、一定の減税が行われる制度。減税額はポイント制（クレジットポイント）となっており、1 ポイントあたりの金額は前年度の C P I 値に基づき毎年更新される。 2014 年現在、1 ポイントあたりの月額額は 218 新シェケル。

- 保険年金基金のための預金には 25%の税額控除。
- 工業労働者は、2 番シフト、3 番シフトで支給された所得について 15%の税額控除が受けられる。
- 特定地域の居住者には税額控除および税額減免が与えられる(所得の 10%、12%、15%、19%、20%および 24%)。

b. 個人に課されるその他の税

1. 固定資産税

不動産の売却には土地売却益税が適用される。2001 年 11 月 7 日以前に購入した資産に関しては、2001 年 11 月 7 日までの実際価格の上昇に対して個人の限界税率（最高 48%）が適用される。2001 年 11 月 7 日から 2012 年 1 月 1 日までの実際価格の上昇には、個人の限界税率（最高 20%）が適用される。2012 年 1 月 1 日以降の実際価格の上昇には 20%の税率が適用される。また、その個人が大株主の場合は 30%の税率が適用される。

不動産の購入者には 5%の購入税が課される。住宅用不動産の取得には 0~5%の税率が適用される。

2. 相続税および贈与税

イスラエルに相続税と贈与税は存在しない。

3. 富裕税

イスラエルに富裕税は存在しない。

c. 付加価値税 (VAT)

輸入品・サービスを含め、ほとんどの物品やサービスの販売には VAT が課税される。2013 年 6 月 2 日に VAT の税率が 17%から 18%に引き上げられた。以下のものには税率ゼロが適用される⁵。輸出品、外国の居住者に販売される無形財、外国人旅行者に対するサービス（主にホテル宿泊）、イスラエルとの間の貨物

⁵ VAT ゼロは、販売業者が VAT を納付せず、投入物に関して納付した VAT の還付を受けられることを意味する。

輸送、人または荷物の輸送に従事する会社への航空機および船舶の販売、ならびに生鮮野菜・果物の販売。

VAT を免除される⁶ 物品およびサービスは住宅の賃貸などである。Eilat 自由貿易地域におけるほとんどの物品の販売（自動車、テレビ、家庭用食器洗い機、家庭用乾燥機、冷凍冷蔵庫、紙巻きタバコおよび刻みタバコ、200 米ドル超の宝石などを除く）は VAT を免除される。VAT 課税上の輸入品価格には、CIF 価格、関税、購入税その他の税金が含まれる。

金融機関が VAT を課すことは認められていない。また、投入物に含まれる VAT の還付を請求することも認められていない。これらの事業者は、賃金および利益に関して 18%の税を納めなければならない。非営利機関には 7.5%の低減税率が適用される。

個人事業主、非営利機関および金融機関は VAT 当局に登録しなければならない。イスラエルで事業または活動を営む非居住者は、VAT 課税のための登録を行わなければならない。

大手販売業者は、毎月 VAT を税務当局に送金しなければならない。小規模販売業者は VAT を隔月で送金する。

d. その他の税

購入税。購入税は輸入品および国産品に課される。課税基準は商品の卸売価格である。商品の価格の一定割合か、1 個あたりの定額（新シェケル）で納付することができる。

2013 年の主な購入税率は以下のとおりである。

品目	税率
自家用車	83%
商用車	83%
ハイブリッド車	30%

⁶ VAT 免除は、販売業者が VAT を納付せず、投入物に関して納付した VAT の還付は受けられないことを意味する。

テレビ、ビデオ	15%
携帯電話機	15%
自動車用バッテリー	80 新シェケル／個
紙巻きたばこ	391.5 新シェケル／1000 本＋卸売価格の 270%（ただし 750 新シェケル／1000 本以上）
アルコール飲料	105 新シェケル／リットル

財務相は、2013 年 9 月から以下の物品の購入税を引上げる命令に署名した。30 万新シェケルを超える高級車の購入税－毎年、会社の売上高に一定の比率（12 分の 1）を乗じて算出した前払金を毎月支払う。輸入業者が販売した場合、現行税率 83%にこの税が加算される。例えば、小売価格が 100 万新シェケルの自動車の加算税は以下のとおりである。 $700,000 \times 0.2 = 140,000$ 。すなわち輸入業者が販売した場合は、83%に 14%が加算され、97%となる。

2013 年 8 月 18 日に、以下のとおり税率が引上げられた。自動車およびレクリエーション用ミニ「トラクター」は 30%から 50%に。(50 インチ超の) 大型テレビスクリーンの税は 15%から 30%への増税。800 リットル超の冷蔵庫の税は 550 新シェケル。自家用航空機およびヨットの購入税は 15%、ジェットスキー、毛皮、アンティーク家具の購入税は 20%、ジャグジーは 19.2%となっている。

物品税

燃料製品には物品税が課される⁷。2013 年の時点で主な税は次のとおりであった。

ガソリン	3.06 新シェケル／リットル
ディーゼル燃料	2.93 新シェケル／リットル

⁷ 厳密に言えば、購入税が燃料製品の輸入に課税されるのに対し、物品税は燃料製品の国内生産に課税されるが、どちらも税率は同じである。

印紙税

現在のところ、イスラエルに印紙税はない。

地方税

地方自治体は、活動の種類（銀行、工業、商業、ホテル、住宅）および立地に応じて建物に地方税を課す。

IV 租税管理および遵守、租税条約

イスラエルの税務当局は、直接税と間接税の徴収を担当する。VAT もこれに含まれる。税務当局には幾つかの地域事務所がある。

1. 法人税

a. 登録

事業者は事業活動の開始とともに、税務事務所に書面で連絡し、以下の情報を提出しなければならない。正式名称、ID 番号、事業活動の要点、事業所の住所、電話番号、事業開始日、個人の住所。

b. 提出および納付

法定申告期限は税年度末（5月31日）の5カ月後である。最長13カ月の延長が認められる。

一般に、12カ月ごとに、会社の売上高に一定の比率を乗じて税金に対する前払金を計算しておく。

c. 罰則および不服申立て

払込み期限を過ぎた前納金および確定申告の提出遅延には罰金が科される（1週間の納付遅延につき0.2%ずつ）。未納税は翌税年度の年初に納付しなければならない。税額は消費者物価指数（CPI）と連動しており、これに加えて、納付まで4%の利息が賦課される。さらに、課税対象者は行政罰を科される場合がある。

2. 個人所得税

a. 登録

法令は、イスラエルで所得を得た 18 歳以上のイスラエル人居住者および外国人居住者に対して確定申告書の提出を義務付けているが、財務相はその権限に基づき、確定申告書提出義務の免除を認める特別規則を発令した。特に、給与所得者は確定申告書の提出を免除される。

b. 提出および納付

居住者は、主な収入源が雇用先である場合を除き、年次個人確定申告書を提出しなければならない。給与にかかる税は、雇用主が支給時に源泉徴収する。税年度翌年の 4 月 30 日までに確定申告書を提出すると同時に、未納付税を納付しなければならない。税年度に課税所得があった非居住者は年次確定申告書を提出しなければならない。

c. 罰則および不服申立て

税務当局の許可なく確定申告書を提出しなかった場合には、罰金が科されることがある。さらに、本人に対して訴訟が提起される場合がある。法律によれば、確定申告書を期限までに提出しないことは違法行為であり、1 年の懲役刑もしくは罰金刑、またはその両方に処される。

3. VAT

a. 登録

個人、パートナーシップおよび会社は、事業所最寄りの地域 VAT 事務所で販売業者としての登録を行わなければならない。会社が登録するためには以下の書類を提出しなければならない。

- フォーム 821A
- 登記所が発行する会社の登記書類のコピー
- 基本定款
- 取締役役員指名の議事録
- 取締役員の氏名、住所、ID 番号および電話番号
- 会社事業所の購入／賃貸借契約書

- 会社の銀行口座を証明する書類
- 以下に関する情報：投資額、財源、予想取引額

登録手続きが完了すると、認可販売業者であることを証する書類が発行される。

イスラエルで登記した外国会社または未登記の外国会社で主な事業が海外である会社は、イスラエルを永久的な居住地とする実在の代表者を指名しなければならない。

b. 提出および納付

徴収した VAT は、年間予想売上高に応じて毎月または 1 カ月おきに VAT 当局に送金しなければならない。2010 年から電子申告が必須になった。

定期申告書の提出期限は、申告期間（1 カ月または 2 カ月）終了日の 15 日後である。例えば、2012 年 1 月 1 日から 1 月 31 日までが申告期間であれば、2012 年 2 月 15 日までに提出しなければならない。

c. 罰則および不服申立て

会計帳簿の保管を怠ったことに対する罰則は全取引高の 1%だが、320 新シェケルを下限とする。

申告の遅延に対する罰則は、2 週間遅れるごとに 217 新シェケルである。未納付に対する罰金は、6 カ月までは債務の 1/4%（毎週）、6 カ月以降は毎週 1/2%となっている。

4. 租税回避防止規則

a. 移転価格操作

OECD のガイドラインに基づくイスラエルの移転価格操作規則は、イスラエルの居住者と関係する非居住者の間の取引に適用される。取引の当事者間に特別な関係が存在する場合には、この規則が適用される。この関係には、一方が他方を支配する場合が含まれる。この規則は、移転価格調査、会社間契約書その他の書類によって、納税者が取引価格を裏

付けることを義務付けている。関係する当事者間で行われた取引の条件は、書面による契約書で定めなければならない。

納税者は、関係会社との間で行われたすべてのクロスボーダー取引の詳細を記載した特別な書式「国際取引申告書 (Declaration of International Transactions)」を年次法人税申告書に含めることを義務付けられる。

b. 過少資本規制

イスラエルにおいて、過少資本税制に関する税法上の要件は存在しない。

5. 二重課税回避に関する条約

国名	発効日	備考
ウズベキスタン	01.01.2001	
オーストリア	01.04.1968	2010年7月8日に署名された新条約は未発効。
ウクライナ	01.01.2007	
イタリア	01.01.1999	
アイルランド	01.01.1996	
英国	13.02.1963	2009年4月2日に署名された新条約は未発効。
エストニア	01.01.2010	
米国	01.01.1995	
エチオピア	01.01.2008	
ブルガリア	01.01.2003	

ベルギー	01.04.1975	2010年3月18日に署名された新条約は未発効。
ベラルーシ	01.01.2004	
ブラジル	01.01.2006	
グルジア	01.01.2012	
ジャマイカ	03.09.1985	
ドイツ	21.08.1966	2009年6月8日に署名された新条約は未発効。
デンマーク	31.10.1966	2008年9月17日に署名された新条約は未発効。
南アフリカ	27.05.1980	
韓国	01.01.1998	
インド	01.01.1994	
オランダ	01.04.1970	
ハンガリー	01.01.1993	
ベトナム	01.01.2010	
ギリシャ	01.01.1999	
日本	01.01.1994	
ルクセンブルグ	01.01.2004	
ラトビア	01.01.2007	
リトアニア	01.01.2007	
モルドバ	01.01.2008	

メキシコ	01.01.2000	
マルタ		2011年7月28日に署名されたが未発効。
マケドニア		2012年8月23日に署名されたが未発効。
ノルウェー	01.04.1965	
中国	01.01.1996	
シンガポール	01.01.2006	
スロベニア	01.01.2008	
スロバキア	01.01.2001	
スペイン	01.01.2001	
ポーランド	01.01.1992	
ポルトガル	01.01.2008	
フィリピン	01.01.1997	
フィンランド	01.01.1999	
パナマ		2012年11月8日に署名されたが未発効。
チェコ共和国	01.01.1995	
フランス	01.01.1997	
カナダ	27.07.1976	
クロアチア	01.01.2008	
ルーマニア	01.01.1999	

ロシア	01.01.2001	
スウェーデン	03.06.1960	
スイス	01.01.2002	
タイ	01.01.1997	
トルコ	01.01.1999	

V 申告および監査

1. 提出を要する書類および記録

非上場会社は、年次報告書（年次会社報告書：フォーム 5 規則 4）を登記所に提出しなければならない。取締役の任命や交代など、会社の重要な動きを登記所に報告しなければならない。上場会社はイスラエル証券当局の管理下に置かれる。これらの企業は年次財務諸表を当局に提出しなければならない。

会社の取締役は、財務諸表を作成する責任を負う。テルアビブ証券取引所の上場会社は、四半期ごとに未監査財務諸表を公表しなければならない。

すべての事業者は、課税のために適正な会計帳簿を維持し、会計記録および関係書類を 7 年間以上保管することを義務付けられる。

2. 認められる会計慣行

イスラエルの会社法は、一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に則って書かれた監査済み財務諸表の作成を国内全企業に義務付けている。財務諸表は、公認会計士の監査を受けなければならない。

上場会社に関しては国際財務報告基準（IFRS）への準拠が必須である。非上場会社は、IFRS またはイスラエルの GAAP のいずれかに準拠した財務諸表の提出を選択できる。

3. 監査要件および税務当局への提出を義務付けられる書類／報告書

すべての会社は、監査済み年次確定申告書および監査済み財務諸表を税務当局に提出しなければならない。イスラエルでは、連結確定申告書の提出は認められていない。グループ内の各会社はそれぞれの確定申告書を提出する必要がある。

4. 監査要件および株主への提出を義務付けられる書類／報告書

会社法 5759-1999 は、会社が自社の年次会計報告書を監査し、意見を表明する監査人を任命することを義務付けている。

会社法は、会計記録を保管し、会計報告書を作成することを義務付けている。会計報告書は取締役会の承認を受け、取締役会の名で署名を受けなければならない。非上場会社は、認められた会計規則の要件に従って、12月31日現在の貸借対照表および同日に終了する年の損益計算書を含む毎年の会計報告書、ならびにその他の会計報告書を作成しなければならない。監査人は報告書を監査しなければならない。

非上場会社の取締役会は、取締役会が承認した報告書を年次株主総会で発表し、報告書を株主に送付しなければならない。この報告書は、会社の取締役および株主による検査に備え、少なくとも7年間、会社の登記上の本社に保管しなければならない。

5. 公認監査人の採用

会社法 5759-1999 は、年次会計報告書を監査する監査人を会社が任命することを義務付けている。免許を持つ会計士のみが監査済み会計報告書を認証できる。Israeli Accountants Council (IAC) が、認定要件を満たす会計士に免許を発行している。IAC のウェブサイトは以下のとおり。

<http://index.justice.gov.il/Units/MoezetRoeiHasbon/Pages/default.aspx>